

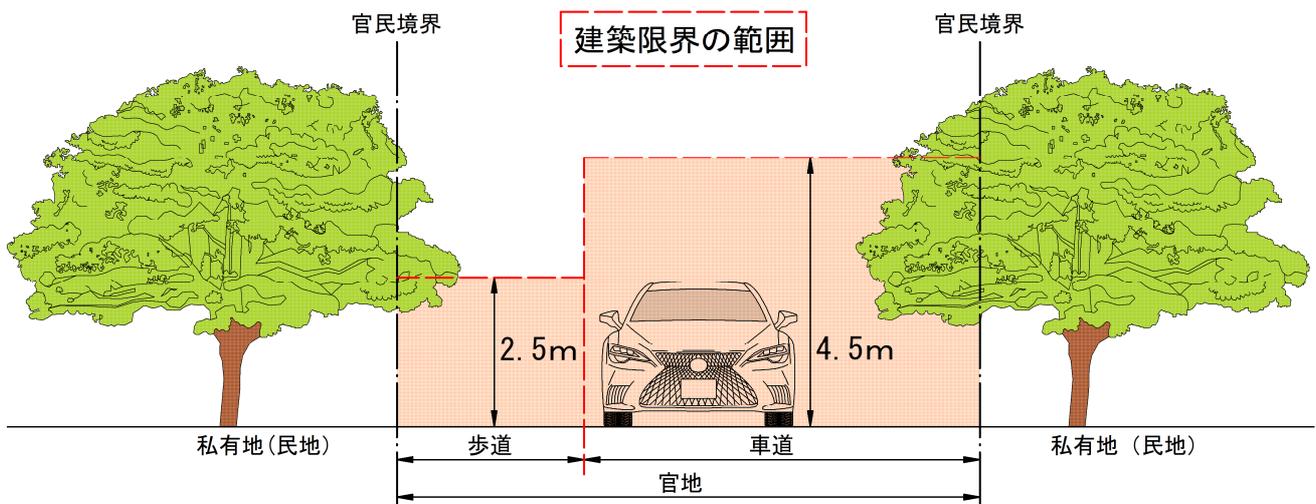
# 樹木等の適切な維持管理について

## 私有地（民地）から道路に張り出した樹木等の伐採をお願いします

道路や歩道に張り出した樹木等は、自動車や歩行者等の通行阻害や道路標識、カーブミラ一等の道路施設を見えにくくし、事故の原因になりかねません。

私有地にある樹木等は、土地所有者の管理物です。道路上に張り出した樹木等が原因で事故が発生した場合、その土地所有者が責任を問われることもあります。

道路の安全な交通を確保するために、一定の幅、一定の高さ（車道の上空 4.5m、歩道の上空 2.5m）の範囲内に障害となるものを設けてはならない区域として「建築限界」が法律で定められています（下図参照）。



通行者の安全と事故防止のためにも、土地所有者の責任で道路上に張り出した樹木等の伐採や剪定等の適切な維持管理をお願いします。

〈参考：関係法令〉

- ・ 民法第 233 条  
竹木の枝の切除及び根の切取り
- ・ 民法第 717 条  
土地の工作物等の占有者及び所有者の責任
- ・ 道路法第 43 条  
道路に関する禁止行為

【問合せ・連絡先】

喜界町役場 まちづくり課 工務チーム  
〒891-6292  
鹿児島県大島郡喜界町湾 1746 番地  
TEL：0997-65-3691  
FAX：0997-65-2797